

独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター附属看護学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター附属看護学校同窓会と称し、昭和44年9月7日設立。事務所を弘前総合医療センター附属看護学校、青森県弘前市富野町1に置く。

第2条 本会の会員は、正会員、特別会員をもって構成する。

1. 正会員は弘前総合医療センター附属看護学校卒業生とする。
2. 特別会員は（1）学校長、教育主事、教員（退職者を含む）
（2）現職の看護臨床指導者とする。

第3条 本会は、会員相互の親睦と向上を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

1. 会員相互の福祉増進事業
2. 会報（年1回）発行
3. その他目的達成に必要な事業

第2章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名（第1副会長、第2副会長）
3. 書 記 2名
4. 会 計 2名
5. 会計監事 2名
6. 委 員（各クラス卒業生より1名）とする。

第6条 役員の選出及び任務は次の通りとする。

1. 会長は、正会員中から公選し、本会を代表して、会務を総理する。
2. 副会長は、正会員中から公選し、会長を補佐し会長に事故ある時は、第1，第2の順序に従ってその職務を代行する。
3. 書記は正会員中から公選し、本会の庶務を掌ると共に役員会その他の議事を記録し、保管する。
4. 会計は、正会員中から公選し、本会の会計を掌る。
5. 会計監事は、収支帳簿を調査検閲し、その結果を総会に報告する。
6. 委員は、各クラスより選出し、クラスへの連絡を円滑にする。

第7条 本会に顧問を置き運営その他につき、相談役もする。

顧問は、現職の学校長及び教育主事とする。

第8条 役員の任期は2年とし補欠役員は正会員中から役員会の承認を得て、会長が任命する。

第3章 会 議

第9条 1. 定期総会は2年に1回、会長改選期の5月中（日時等は役員に一任）に開催し、次の事項を決議する。

- （1）庶務会計報告
- （2）事業計画
- （3）提案事項

(4) 役員選出

(5) その他

2. 臨時総会は、会長及び役員又は役員の3分の1以上が必要と認めた場合、臨時会長がこれを召集する。

3. 総会の議長、副議長及び書記2名は出席会員の中から選出する。

4. 総会の票決は多数決とする。但し、同数の場合は議長に一任する。

第10条 役員会

1. 役員会は会計監事、委員を除く役員で組織し必要に応じ、会長がこれにあたる。

2. 重要審議案件は総会に提案する。

3. 役員会は、会員の消息を明確にすると共に、会報の報告、その他必要な事項を印刷し、会員に配布する。

第4章 会 費

第11条 本会の維持運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収益をもってこれにあたる。

第12条 正会員は、終身会費15000円を納入する。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第14条 会費納入時期は、卒業予定者は卒業時に納入する。

附 則

1. 本会の規約の変更は総会の承認を得なければならない。

2. 本会則は、昭和44年9月7日より施行する。

3. 本会則は、昭和47年10月7日一部改正する。

4. 本会則は、昭和50年4月1日に名称変更により、一部改正する。

5. 本会則は、昭和52年4月23日の総会において終身会費を改正する。

6. 本会則は、昭和56年6月6日の総会において一部改正する。

7. 本会則は、平成5年5月8日の総会において一部改正する。

8. 本会則は、平成11年5月8日の総会において一部改正する。

9. 本会則は、令和元年5月18日の総会において一部改正する。

10. 本会則は、令和5年5月20日の総会において一部改正する。

11. 本会則は、令和7年5月17日の総会において一部改正する。